

平成29年6月6日

## 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
株式会社タカラレーベン  
代表取締役社長 島 田 和 一

### 第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後6時までにご到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成29年6月27日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号<br>ハイアット リージェンシー東京<br>地下1階『クリスタルルーム』<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役3名選任の件  |
| 第4号議案           | 取締役の報酬額改定の件  |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [http://www.leben.co.jp/corp\\_ir/ir/stockinfo/procedure.html](http://www.leben.co.jp/corp_ir/ir/stockinfo/procedure.html)）に掲載しております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.leben.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、政府の各種経済政策、及び日銀による金融緩和策を下支えとして、企業業績や雇用情勢の改善傾向が続く中、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界経済は英国のEU離脱による欧州経済の下振れや、アジア新興国における経済成長の鈍化等により、先行きに対する不透明感が増しており、依然として注意が必要な状況であります。

当社が属する不動産分譲市場では、首都圏における供給戸数の減少や都心部の販売価格の高騰等により、お客様の住宅購入に対する価値観の変化が見られ始めており、特に、立地や生活利便性に対するニーズが顕著になっております。そのため、販売進捗については好不調の二極化が進んでおります。住宅取得支援策や低金利が継続していることにより、依然として住宅取得に対する関心は高い状況が続いており、特にアクティブシニア層における需要は高まって、市況は概ね堅調に推移いたしました。また、平成28年の全国マンション発売戸数は3年連続で減少したものの、当社は4年連続でランキングトップ10入りを果たし、不動産分譲市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

このような状況下におきまして、当社は平成27年5月に新中期経営計画「Takara Leben Next Stage2019」を策定し、「新時代の幕開け～フロービジネスの多様化とストック・フィービジネスの拡大～」を掲げて、その推進に注力しております。コア事業である不動産販売事業に関しましては、首都圏のみならず、地方中心都市にも物件を供給しております。また、戸建事業に関しましては、連結子会社である「㈱日興建設」を「㈱日興タカラコーポレーション」に社名変更し、戸建住宅に一層注力しております。

ストック・フィービジネスに関しましては、主軸となる発電事業において、事業の更なる拡大を目的として「タカラレーベン・インフラ投資法人」を設立し、㈱東京証券取引所のインフラファンド市場へ、第1号として平成28年6月2日に上場を果たしました。不動産賃貸事業、管理事業やその他の事業につきましても、グループ全体の相乗効果を発揮し、本業である不動産販売事業にとらわれない、多角的な収益源の構築を図って参ります。

今後も、自社企画新築分譲マンション「レーベン」シリーズをメインブランドとし、一貫したコンセプトである「誰もが無理なく安心して購入できる理想の住まい」を常に心がけながら、「幸せを考える。幸せをつくる。」を企業ビジョンとし、時代背景を的確に捉えた商品企画に取り組み、お客様を重視した企業活動を推進して参ります。

当連結会計年度の業績は、売上高103,599百万円（前年同期比35.8%増）、営業利益10,349百万円（前年同期比36.8%増）、経常利益9,496百万円（前年同期比41.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6,107百万円（前年同期比41.8%増）となっております。

## 事業別概況

### （不動産販売事業）

新築分譲マンションの売上高52,988百万円、新築戸建分譲及び中古マンションの販売等の売上高26,650百万円により、当事業売上高は79,638百万円（前年同期比25.6%増）となっております。

### （不動産賃貸事業）

アパート、マンション及びオフィス等の賃貸収入により、当事業売上高は5,056百万円（前年同期比17.4%増）となっております。

### （不動産管理事業）

受託管理戸数44,656戸からの管理収入等により、当事業売上高は3,665百万円（前年同期比9.0%増）となっております。

### （発電事業）

発電施設の売却収入及び売電収入により、当事業売上高は11,108百万円（前年同期比1,120.9%増）となっております。

### （その他事業）

建設の請負、大規模修繕工事の受注等により、当事業売上高は4,130百万円（前年同期比4.1%減）となっております。

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は20,814百万円であり、主なものは、事業用資産の取得20,668百万円、その他145百万円等であります。

## ③ 資金調達の状況

分譲マンションの開発資金については、開発期間にわたり金融機関からの借入により資金調達を行っております。

なお、資金調達の安定性と機動性を確保するため、金融機関27社との間で20,280百万円のコミットメント・ライン契約及び当座貸越契約を締結しており、当期末現在12,997百万円を調達しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第 42 期<br>平成26年3月期 | 第 43 期<br>平成27年3月期 | 第 44 期<br>平成28年3月期 | 第 45 期<br>(当連結会計年度)<br>平成29年3月期 |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 71,963             | 76,956             | 76,268             | 103,599                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 5,869              | 5,718              | 4,308              | 6,107                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)                | 50.64              | 50.61              | 38.99              | 56.14                           |
| 総 資 産 (百万円)                   | 95,891             | 101,738            | 129,744            | 139,874                         |
| 純 資 産 (百万円)                   | 27,138             | 31,189             | 33,677             | 36,792                          |
| 1株当たり純資産額 (円)                 | 237.53             | 279.11             | 304.71             | 339.29                          |

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。
3. 当社は平成25年5月13日開催の取締役会において、平成25年7月1日付で株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第42期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金<br>百万円 | 当社の議決権比率<br>% | 主要な事業内容 |
|-------------------|--------------|---------------|---------|
| 株式会社レーベンコミュニティ    | 60           | 100           | 不動産管理事業 |
| タカラアセットマネジメント株式会社 | 250          | 100           | 投資運用業   |
| 株式会社タカラレーベン東北     | 80           | 100           | 不動産販売事業 |
| 株式会社タカラレーベンリアルネット | 30           | 100           | 不動産流通事業 |
| 株式会社タカラプロパティ      | 30           | 100           | 賃貸管理事業  |
| 株式会社タフコ           | 10           | 100           | 融資回収事業  |
| 株式会社日興タカラコーポレーション | 200          | 100           | 不動産販売事業 |
| 株式会社日興プロパティ       | 30           | 100           | 賃貸管理事業  |
| 株式会社住宅情報館         | 98           | 100           | 不動産販売事業 |

- (注) 1. タカラアセットマネジメント株式会社は、平成28年12月20日付で増資を行い、資本金が増加しております。
2. タカラ投資顧問株式会社は、平成29年2月6日付で解散を決議し、平成29年4月17日付をもって清算終了となっております。

3. 株式会社住宅情報館は、平成29年4月1日付で株式会社タカラレーベン西日本に社名を変更しております。
4. 丸の内債権回収株式会社は清算したため、連結の範囲から除外しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社の当面の課題は、人材育成であると考えております。特に持続可能な組織を構築していく上では、中間層の人材育成が必要不可欠であります。階層別研修の実施、企業文化の再浸透を図ること等で、従来のスピード感を持った経営判断は維持しつつ、より強固な組織体制の構築を目指してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

主要な当社グループは、以下の通りであります。

##### ① 不動産販売事業

当社は、首都圏郊外をコアエリアに新築分譲マンション「レーベン」シリーズ等の企画開発及び販売を行っております。また、持分法適用関連会社である㈱サンウッドは、東京都心部をコアエリアに、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。

##### ② 不動産賃貸事業

当社は、首都圏をコアエリアにアパート、マンション及びオフィス等の賃貸事業を行っております。また、連結子会社である㈱タカラプロパティ及び㈱日興プロパティにおいて、賃貸管理事業を行っております。

##### ③ 不動産管理事業

連結子会社である㈱レーベンコミュニティにおいて、分譲マンションの総合管理事業等を行っております。

##### ④ 発電事業

当社は、再生可能エネルギーを活用した発電事業を全国で行っております。

##### ⑤ 融資回収事業

連結子会社である㈱タフコにおいて、融資回収業務を行っております。

##### ⑥ 介護事業

連結子会社である㈱レーベンコミュニティにおいて、リハビリ特化型デイサービス事業を行っております。

⑦ 建設事業

連結子会社である(株)日興タカラコーポレーションにおいて、建設事業を行っております。

⑧ その他事業

当社グループにおいて、販売代理受託、投資運用業等、上記以外の事業を行っております。

(6) 主要な営業所 (平成29年3月31日現在)

| 名称                | 所在地                                                   |
|-------------------|-------------------------------------------------------|
| 株式会社タカラレーベン       | 本社（東京都新宿区）、<br>北関東支店（埼玉県さいたま市大宮区）、<br>横浜支社（神奈川県横浜市西区） |
| 株式会社レーベンコミュニティ    | 本社（東京都千代田区）                                           |
| タカラアセットマネジメント株式会社 | 本社（東京都千代田区）                                           |
| 株式会社タカラレーベン東北     | 本社（宮城県仙台市）                                            |
| 株式会社タカラレーベンリアルネット | 本社（東京都中央区）                                            |
| 株式会社タカラプロパティ      | 本社（東京都豊島区）                                            |
| 株式会社タフコ           | 本社（東京都新宿区）                                            |
| 株式会社日興タカラコーポレーション | 本社（神奈川県横浜市）、<br>東京支店（東京都中央区）                          |
| 株式会社日興プロパティ       | 本社（神奈川県横浜市）                                           |
| 株式会社住宅情報館         | 本社（愛媛県松山市）                                            |

- (注) 1. 株式会社レーベンコミュニティは、平成29年2月1日付にて、本社を東京都豊島区から移転いたしました。
2. 株式会社タカラレーベンリアルネットは、平成29年3月1日付にて、本社を東京都新宿区から移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 690 (97) 名 | 77名増 (1名増)  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 265 (3) 名 | 19名減 (1名増) | 34.6歳 | 5.1年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

| 借入先                 | 借入額      |
|---------------------|----------|
| NECキャピタルソリューション株式会社 | 4,870百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行       | 3,119    |
| 芙蓉総合リース株式会社         | 3,054    |
| 株式会社関西アーバン銀行        | 3,050    |
| 株式会社三井住友銀行          | 2,926    |
| 株式会社りそな銀行           | 2,837    |
| 埼玉県信用金庫             | 2,684    |
| 株式会社群馬銀行            | 2,541    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 248,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 107,977,493株（自己株式16,022,507株を除く）  
 (3) 株主数 18,284名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                                                     | 持株数         | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 村山義男                                                                                    | 25,633,600株 | 23.74% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                 | 3,486,800株  | 3.23%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                               | 3,225,500株  | 2.99%  |
| ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ<br>ビーエヌワイエム フランクリン<br>シリーズ ミューチュアルフアイ<br>ナンシヤルサービスズファンド               | 2,419,600株  | 2.24%  |
| 有限会社村山企画                                                                                | 2,000,000株  | 1.85%  |
| CITIBANK EUROPE<br>PLC, UK BR-STAND<br>ARD LIFE INVESTM<br>ENTS STRATEGIC B<br>OND FUND | 1,818,664株  | 1.68%  |
| ザ バンク オブ ニューヨーク<br>133612                                                               | 1,750,100株  | 1.62%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社（信託口5）                                                          | 1,580,800株  | 1.46%  |
| ザ バンク オブ ニューヨーク<br>133524                                                               | 1,452,200株  | 1.34%  |
| ゴールドマン・サックス・アンド・<br>カンパニー レギュラーアカウント                                                    | 1,331,936株  | 1.23%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式16,022,507株を保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 発行済株式の総数は、平成29年3月27日付にて実施した自己株式の消却により、前期末より2,000,000株減少しております。



### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）

|                        |                   | 第1回B種<br>新株予約権                                        | 第2回B種<br>新株予約権                                       | 第3回B種<br>新株予約権                                       |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成24年6月22日                                            | 平成25年4月8日                                            | 平成26年4月11日                                           |
| 新株予約権の数                |                   | 325個                                                  | 301個                                                 | 323個                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 130,000株<br>(新株予約権1個につき400株)                     | 普通株式 120,400株<br>(新株予約権1個につき400株)                    | 普通株式 129,200株<br>(新株予約権1個につき400株)                    |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                               | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                              | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権<br>1個当たり400円<br>(1株当たり1円)                       | 新株予約権<br>1個当たり400円<br>(1株当たり1円)                      | 新株予約権<br>1個当たり400円<br>(1株当たり1円)                      |
| 権利行使期間                 |                   | 平成24年7月10日から<br>平成64年7月9日まで                           | 平成25年5月15日から<br>平成65年5月14日まで                         | 平成26年5月14日から<br>平成66年5月13日まで                         |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                                 | (注) 1                                                | (注) 1                                                |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>258個<br>目的となる株式数<br>103,200株<br>保有者数<br>6人 | 新株予約権の数<br>240個<br>目的となる株式数<br>96,000株<br>保有者数<br>6人 | 新株予約権の数<br>211個<br>目的となる株式数<br>84,400株<br>保有者数<br>5人 |

|                        |                   | 第4回B種新株予約権                                                    | 第5回B種新株予約権                                                    |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成27年6月24日                                                    | 平成28年4月11日                                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 334個                                                          | 313個                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 133,600株<br>(新株予約権1個につき400株)                             | 普通株式 125,200株<br>(新株予約権1個につき400株)                             |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                                       | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権<br>1個当たり400円<br>(1株当たり1円)                               | 新株予約権<br>1個当たり400円<br>(1株当たり1円)                               |
| 権利行使期間                 |                   | 平成27年7月15日から<br>平成67年7月14日まで                                  | 平成28年5月11日から<br>平成68年5月10日まで                                  |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                                         | (注) 1                                                         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>225個<br>目的となる株式数<br>90,000株<br>保有者数<br>6人<br>(注) 2 | 新株予約権の数<br>224個<br>目的となる株式数<br>89,600株<br>保有者数<br>6人<br>(注) 2 |

(注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。

ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

③平成25年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

2. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                            |       | 第5回A種新株予約権                                 | 第6回A種新株予約権                                 |
|----------------------------|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議日                      |       | 平成28年4月11日                                 | 平成28年7月1日                                  |
| 新株予約権の数                    |       | 344個                                       | 382個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |       | 普通株式 137,600株<br>(新株予約権1個につき400株)          | 普通株式 152,800株<br>(新株予約権1個につき400株)          |
| 新株予約権の払込金額                 |       | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                    | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                    |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |       | 新株予約権<br>1個当たり400円<br>(1株当たり1円)            | 新株予約権<br>1個当たり400円<br>(1株当たり1円)            |
| 権利行使期間                     |       | 平成28年5月11日から<br>平成68年5月10日まで               | 平成28年7月27日から<br>平成68年7月26日まで               |
| 行使の条件                      |       | (注) 1                                      | (注) 1                                      |
| 使用人等への<br>交付状況             | 当社使用人 | 新株予約権の数 40個<br>目的となる株式数 16,000株<br>交付者数 2人 | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 20,000株<br>交付者数 2人 |

(注) 1. ①新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できる。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

2. 平成29年3月31日現在において交付時より第5回A種新株予約権の数が344個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・権利行使による減少分 344個

3. 平成29年3月31日現在において交付時より第6回A種新株予約権の数が382個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・権利行使による減少分 382個

|                        |       |                                   |                      |
|------------------------|-------|-----------------------------------|----------------------|
|                        |       | 第5回B種新株予約権                        |                      |
| 発行決議日                  |       | 平成28年4月11日                        |                      |
| 新株予約権の数                |       | 313個                              |                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 125,200株<br>(新株予約権1個につき400株) |                      |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない               |                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり400円<br>(1株当たり1円)       |                      |
| 権利行使期間                 |       | 平成28年5月11日から<br>平成68年5月10日まで      |                      |
| 行使の条件                  |       | (注) 1                             |                      |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数       | 41個<br>16,400株<br>2人 |

- (注) 1. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員  
のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割  
当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当  
する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使  
できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつて  
は下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予  
約権者が当社の取締役及び執行役員 of いずれの地位も喪失し、喪  
失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任  
等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議  
若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）に  
よって当社の取締役及び執行役員 of いずれの地位も喪失した場合
- ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相  
続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合  
に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株  
予約権を行使することができる。
- ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続  
承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続する  
ことはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日  
までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限  
り、新株予約権を行使することができる。

2. 平成29年3月31日現在において交付時より第5回B種新株予約権の数が68個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・ 権利行使による減少分 38個
- ・ 権利失効による減少分 30個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

##### （1）取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏 名               | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                |
|----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長    | むらやまよしお<br>村山義男   |                                                                                             |
| 代表取締役社長  | しまだかずいち<br>島田和一   | 最高経営責任者（CEO）<br>兼 最高執行責任者（COO）<br>兼 最高財務責任者（CFO）                                            |
| 専務取締役    | おかべたけし<br>岡部剛     | 執行役員営業本部長<br>㈱タカラプロパティ取締役<br>㈱タカラレーベンリアルネット取締役<br>㈱住宅情報館取締役                                 |
| 常務取締役    | てじまよしたか<br>手島芳貴   | 執行役員開発本部長<br>兼 開発統括グループ統括部長<br>兼 開発部長 兼 横浜支社長<br>兼 エコエナジー事業部長<br>㈱タカラレーベン東北取締役<br>㈱サンウッド取締役 |
| 取締役      | はせがわたかひこ<br>長谷川隆彦 | 執行役員総合企画本部長<br>㈱タフコ取締役<br>タカラアセットマネジメント㈱取締役                                                 |
| 取締役      | きたがわとしや<br>北川智哉   | 執行役員経営企画室長<br>㈱レーベンコミュニティ取締役<br>タカラアセットマネジメント㈱取締役<br>㈱タカラレーベン東北取締役                          |
| 取締役      | はらただゆき<br>原忠行     | 執行役員営業本部副本部長<br>㈱日興タカラコーポレーション取締役                                                           |
| 取締役      | たかあらかみか<br>高荒美香   | 執行役員営業本部<br>営業統括グループ統括部長<br>兼 営業推進部長 兼 業務部長                                                 |
| 取締役      | しだひとし<br>信田仁      |                                                                                             |
| 取締役      | かさほらかつみ<br>笠原克美   | 弁護士笠原克美ライムライト法律事務所代表                                                                        |
| 常勤監査役    | こばやしくに<br>小林邦雄    | ㈱タフコ監査役<br>タカラアセットマネジメント㈱監査役                                                                |
| 監査役      | ほそかわたかとし<br>細川高稔  | ㈱タカラレーベンリアルネット監査役                                                                           |
| 監査役      | きむらしゅんじ<br>木村俊治   | 公認会計士木村会計事務所代表<br>㈱プラスバリューコンサルティング代表取締役<br>㈱タカラプロパティ監査役                                     |

- (注) 1. ㈱住宅情報館は、平成29年4月1日付で㈱タカラレーベン西日本に商号変更いたしました。
2. 取締役信田仁及び取締役笠原克美の両氏は社外取締役であります。
3. 常勤監査役小林邦雄、監査役細川高穂及び監査役木村俊治の3氏は社外監査役であります。
4. 常勤監査役小林邦雄及び監査役細川高穂の両氏は、いずれも長年にわたり金融機関において業務に従事した経歴を持ち、また監査役木村俊治氏は、税務・会計の分野をはじめ、経営全般や内部統制に関する分野に長年携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、信田仁氏、笠原克美氏、小林邦雄氏、細川高穂氏及び木村俊治氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

| 氏名      | 異動前                                                                                                                                              | 異動後                                                                                                                                              | 変更年月日      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 岡 部 剛   | 専 務 取 締 役<br>兼 執 行 役 員 営 業 本 部 長<br>㈱タカラプロパティ取締役<br>㈱タカラレーベンリアルネット取締役                                                                            | 専 務 取 締 役<br>兼 執 行 役 員 営 業 本 部 長<br>㈱タカラプロパティ取締役<br>㈱タカラレーベンリアルネット取締役<br>㈱ 住 宅 情 報 館 取 締 役                                                       | 平成28年6月24日 |
| 手 島 芳 貴 | 常 務 取 締 役<br>兼 執 行 役 員 開 発 本 部 長<br>兼 開 発 1 部 部 長<br>兼 エコエナジー事業部長<br>㈱タカラレーベン東北取締役<br>㈱ サ ン ウ ッ ド 取 締 役                                          | 常 務 取 締 役<br>兼 執 行 役 員 開 発 本 部 長<br>兼 開 発 統 括 グ ル ー プ 統 括 部 長<br>兼 開 発 部 長<br>兼 都 市 再 生 部 長<br>兼 横 浜 支 社 長<br>㈱タカラレーベン東北取締役<br>㈱ サ ン ウ ッ ド 取 締 役 | 平成28年4月1日  |
|         | 常 務 取 締 役<br>兼 執 行 役 員 開 発 本 部 長<br>兼 開 発 統 括 グ ル ー プ 統 括 部 長<br>兼 開 発 部 長<br>兼 都 市 再 生 部 長<br>兼 横 浜 支 社 長<br>㈱タカラレーベン東北取締役<br>㈱ サ ン ウ ッ ド 取 締 役 | 常 務 取 締 役<br>兼 執 行 役 員 開 発 本 部 長<br>兼 開 発 統 括 グ ル ー プ 統 括 部 長<br>兼 開 発 部 長<br>兼 横 浜 支 社 長<br>兼 エコエナジー事業部長<br>㈱タカラレーベン東北取締役<br>㈱ サ ン ウ ッ ド 取 締 役  | 平成28年10月1日 |
| 長谷川 隆彦  | 取 締 役<br>兼 執 行 役 員 総 合 企 画 本 部 長<br>兼 財 務 部 長<br>㈱ タ フ コ 取 締 役<br>タカラアセットマネジメント㈱取締役                                                              | 取 締 役<br>兼 執 行 役 員 総 合 企 画 本 部 長<br>㈱ タ フ コ 取 締 役<br>タカラアセットマネジメント㈱取締役                                                                           | 平成28年4月1日  |

| 氏名      | 異動前                                               | 異動後                                                                  | 変更年月日      |
|---------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------|
| 原 忠 行   | 取 締 役<br>兼 執行役員営業本部第一営業グループ統括部長                   | 取 締 役<br>兼 執行役員営業本部副本部長<br>(株)日興タカラコーポレーション取締役                       | 平成28年4月1日  |
| 細 川 高 稔 | 監 査 役                                             | 監 査 役<br>(株)タカラレーベンリアルネット監査役                                         | 平成28年5月19日 |
| 木 村 俊 治 | 監 査 役<br>公認会計士木村会計事務所代表<br>(株)プラスバリュコンサルティング代表取締役 | 監 査 役<br>公認会計士木村会計事務所代表<br>(株)プラスバリュコンサルティング代表取締役<br>(株)タカラプロパティ 監査役 | 平成28年7月25日 |

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名                | 退 任 日      | 退 任 事 由 | 退任時の地位・担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                   |
|--------------------|------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふなもとてつお<br>舟 本 哲 夫 | 平成28年6月27日 | 任期満了    | 常務取締役                                                                                                     |
| きたがわとしや<br>北 川 智 哉 | 平成29年3月31日 | 辞任      | 取締役兼執行役員経営企画室長<br>(株)レーベンコミュニティ取締役<br>タカラアセットマネジメント(株)取締役<br>(株)タカラレーベン東北取締役                              |
| おおたかあき<br>太 田 孝 昭  | 平成28年6月27日 | 任期満了    | 監査役<br>(株)シーケーシステム研究所代表取締役<br>(株)OAGビジコム代表取締役<br>OAG税理士法人代表社員<br>(株)OAGコンサルティング代表取締役<br>(株)OAGアウトソーシング監査役 |



(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員        | 支給額               |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(2名) | 541百万円<br>(27百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名)  | 31百万円<br>(31百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 15名<br>(6名) | 573百万円<br>(58百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年7月16日開催の臨時株主総会において年額400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成27年6月24日開催の第43期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額300万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年7月16日開催の臨時株主総会において年額600万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役10名 240百万円
  - ・監査役2名 9百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 信田 仁

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会29回のうち28回に出席し、出席率はおよそ97%であります。出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役信田仁氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ② 取締役 笠原克美

### イ. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士笠原克美ライムライト法律事務所の代表であります。当社は笠原克美氏が就任した平成27年6月まで、同法律事務所の代表である同氏と法律顧問契約を締結し、法律上の問題又は紛争について指導・助言を受けておりましたが、すでに当該契約は終了しております。

### ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

### ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会29回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

### ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役笠原克美氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ③ 監査役 小林邦雄

### イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社の子会社である㈱タフコ及びタカラアセットマネジメント㈱の監査役であります。

### ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

### ハ. 当事業年度における主な活動状況

#### a. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会29回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

#### b. 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会23回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役小林邦雄氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ④ 監査役 細川高稔

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社の子会社である㈱タカラレーベンリアルネットの監査役であります。

#### ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

##### a. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会29回のうち27回に出席し、出席率はおよそ93%であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

##### b. 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会23回のうち21回に出席し、出席率はおよそ91%であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役細川高稔氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ⑤ 監査役 木村俊治

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・公認会計士木村会計事務所の代表であります。公認会計士木村会計事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・㈱プラスバリューコンサルティングの代表取締役であります。㈱プラスバリューコンサルティングと当社との間には、特別の関係はありません。
- ・当社の子会社である㈱タカラプロパティの監査役であります。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況及び発言状況

平成28年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席し、出席率はおよそ96%であります。出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

b. 監査役会への出席状況及び発言状況

平成28年6月27日就任以降、当事業年度に開催された監査役会18回の全てに出席し、出席率は100%であります。出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役木村俊治氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 35百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ＜業務の適正を確保するための体制＞

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において下記のとおりの基本方針を定めております。

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存、管理を行う。

また、総合企画本部長を情報統括管理責任者として定め、当社内の機密事項に関する取扱いは「機密管理規程」に基づき、経営企画部長が情報管理責任者となり、適宜その管理、保全の状況報告を行うとともに、各部署の所属長は担当部署内における情報管理者として相互牽制を図り、迅速かつ確実な情報管理を行う。

#### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、または決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底する。また、その小委員会として「事業戦略」、「財務」、「IT・事務」、「コンプライアンス」といった夫々の委員会を必要に応じ設けることにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としている。また、各小委員会での協議内容は「コンプライアンス委員会規程」に基づき、適宜「コンプライアンス委員会」にて報告、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告もすることで、リスク発生時を想定したうでの迅速な意思決定を行う体制としている。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行の効率的体制を確保するために、業容の拡大に伴う経営体制の強化を図りつつ、経営全般に関する意思決定プロセスを迅速に行う。

各取締役は「取締役会規程」及び「職務権限規程」、「稟議規程」に定める、その職務執行に係る権限と稟議決裁権を遵守し、「経営会議」、「本部会議」、「営業会議」等の会議体を主催することでその職務執行に係る監督責任の資質向上を図り、効率的な運営を行う体制としている。

- (4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社長直属の独立室として内部監査室を設け、取締役会より指名を受けた内部監査室長は「内部監査規程」に基づき、各事業年度の開始にあたり、その当該年度の内部監査に係る基本計画書・実施計画書を策定し、「組織及び制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「関係会社監査」、「コンピューターシステム監査」を実施する。また、その監査内容により、各監査役及び会計監査人等との相互補完を図り、その専門的見地を含めた報告を定期的に取り締役会でも行うことにより、各取締役をはじめ、当社の従業員全般に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

- (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各関係会社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各関係会社の経営意思を尊重しつつ、その内容と段階に応じ、取締役及び監査役を各関係会社へ派遣し、兼務させることにより、各関係会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当社の取締役会に報告する体制としている。
- ② 当社は、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、各関係会社についての経営状況と財務状況を把握し、リスクの評価・管理等を行う体制としている。
- ③ 当社は、経営企画部長が必要に応じ、当社各部署の人員を各関係会社へ派遣し、その相乗効果を図るとともに、各関係会社の取締役も含め、適宜、取締役会において活発な意見交換がされることにより、当社が標榜する「循環型経営」の基礎を成すとともに、総合的な経営の効率化を確保する体制としている。
- ④ 当社は、内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を各関係会社へ実施することにより、各関係会社の取締役等及び使用人に係る職務執行が各種法令及び定款に適合する体制としている。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた際にはこれに応じるとともに、その配置等に関する具体的な内容については、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役を補助すべき使用人は、監査役から受けた指揮命令に関して、取締役からの指揮命令を受けないこととし、当該使用人の変更等の人事は、監査役の意見を十分に考慮した上で決定する。

- (8) 当会社及び子会社の取締役及び使用人等が当会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当会社及び各関係会社は、各取締役及び全従業員が監査役会へ行う報告事項として、法定事項のほか、グループ全体の経営、財政状態、並びにその業績に重大な影響を及ぼす事項並びに内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為等、当会社にて予め定める監査役会への報告事項を、遅滞なく報告することを遵守する。

また、当会社の各監査役は、当会社が開催する取締役会へ全員出席し、客観的判断及びチェックをする際には、その十分な職歴と知識を基に活発な意見交換をし、経営全般にわたる意思決定の牽制機能の充実を図る。

- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当会社及び各関係会社は、監査役に報告をした者に対して、相談または通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利な取扱いを受けないことを確保する体制としている。

- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

当会社は、監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当会社は「監査役会規程」を定め、各監査役がその監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほかに、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、かつ各関係会社の取締役会への出席、各取締役へのヒアリングも夫々の責任担当にて実施することで、グループ全体を見据えた実効性と効率性のある監査体制としている。

- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針としております。

- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当会社は、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加するなど情報の収集に努めております。



また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

### ＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当会社では、上記体制のもと、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

#### (1) 内部統制システム全般

当会社は、取締役会、監査役会、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び社長直属の独立室である内部監査室において、職務執行体制及び内部監査に係る諸規程に従い、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性及びコンプライアンスの状況等、当会社及び各関係会社を含むグループ全体の内部統制の整備・運用状況を検証しました。

#### (2) 法令遵守体制について

当会社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を毎月1回開催し、当会社及び各関係会社を含むグループ全体から、グループ各社で発生したリスク案件を報告させ、「コンプライアンス委員会」にて検証した結果を、取締役会に報告することで、未然防止、早期解決及び再発防止に努めました。

#### (3) 関係会社の経営管理体制について

各関係会社における重要事項の報告については、「関係会社管理規程」等に基づき、当該関係会社を兼務する取締役及び監査役を通じ、当会社取締役会において報告がなされたほか、定期的に各関係会社の代表取締役社長が当会社取締役会に出席し、経営状況等の報告がなされました。また、経営に関する議題を審議する経営会議においても、必要に応じて報告が行われました。

#### (4) 監査役の監査体制について

当会社の監査役は、監査役会を月1回以上開催し、監査役相互の情報交換を行うとともに、「監査役会規程」等に基づき、その監査内容に応じ、各取締役及び従業員等からの報告のほか、内部監査室が実施する業務監査、会計監査人が実施する会計監査の内容等も意見聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しました。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                | <b>負 債 の 部</b>       |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>86,585</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>50,482</b>  |
| 現金及び預金                 | 29,780         | 支払手形及び買掛金            | 12,173         |
| 受取手形及び売掛金              | 1,331          | 短期借入金                | 16,490         |
| 販売用不動産                 | 9,658          | 1年以内償還予定の社債          | 60             |
| 販売用発電施設                | 7,885          | 1年以内返済予定の長期借入金       | 13,098         |
| 仕掛販売用不動産               | 32,390         | リ　　ス　債　務             | 51             |
| 未成工事支出金                | 15             | 未払法人税等               | 2,976          |
| 繰延税金資産                 | 99             | 前受金                  | 2,234          |
| そ　　の　　他                | 5,549          | 賞与引当金                | 323            |
| 貸倒引当金                  | △124           | 完成工事補償引当金            | 405            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>53,237</b>  | 繰延税金負債               | 269            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>47,146</b>  | そ　　の　　他              | 2,399          |
| 建物及び構築物                | 14,235         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>52,599</b>  |
| 機械装置及び運搬具              | 4,600          | 長期借入金                | 48,439         |
| 工具、器具及び備品              | 55             | 社　　債                 | 1,640          |
| 土　　地                   | 23,821         | リ　　ス　債　務             | 85             |
| リ　　ス　資　産               | 87             | 役員退職慰労引当金            | 56             |
| 建設仮勘定                  | 4,346          | 退職給付に係る負債            | 331            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,391</b>   | 資産除去債務               | 22             |
| の　　れ　　ん                | 889            | 繰延税金負債               | 39             |
| リ　　ス　資　産               | 42             | そ　　の　　他              | 1,984          |
| そ　　の　　他                | 459            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>103,081</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>4,699</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| 投資有価証券                 | 1,228          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>36,630</b>  |
| 長期貸付金                  | 31             | 資　　本　　金              | 4,819          |
| 繰延税金資産                 | 72             | 資　　本　　剰　　余　　金        | 4,817          |
| そ　　の　　他                | 3,375          | 利　　益　　剰　　余　　金        | 32,970         |
| 貸倒引当金                  | △9             | 自　　己　　株　　式           | △5,976         |
| 繰延資産                   | 51             | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>4</b>       |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>139,874</b> | その他有価証券評価差額金         | 4              |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>157</b>     |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>36,792</b>  |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>139,874</b> |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |         |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高             |        | 103,599 |
| 売上原価            |        | 81,729  |
| 売上総利益           |        | 21,869  |
| 販売費及び一般管理費      |        | 11,520  |
| 営業利益            |        | 10,349  |
| 営業外収益           |        |         |
| 受取利息            | 15     |         |
| 受取配当金           | 27     |         |
| 受取手数料           | 106    |         |
| 持分法投資損益         | 36     |         |
| 雑収入             | 65     | 252     |
| 営業外費用           |        |         |
| 支払利息            | 1,036  |         |
| 雑損              | 69     | 1,105   |
| 経常利益            |        | 9,496   |
| 特別利益            |        |         |
| 新株予約権戻入益        | 13     | 13      |
| 特別損失            |        |         |
| 減損損失            | 651    |         |
| 工事補償損失          | 170    |         |
| 事務所移転費用         | 95     |         |
| 関係会社清算損         | 45     | 963     |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 8,547   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,519  |         |
| 法人税等調整額         | △1,080 | 2,439   |
| 当期純利益           |        | 6,107   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 6,107   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |         |           |         |             |
|-------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 剩 余 金 | 利 益 剩 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成28年4月1日 期首残高                | 4,819   | 4,817   | 29,011    | △5,100  | 33,548      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |           |         |             |
| 剰余金の配当                        |         |         | △1,532    |         | △1,532      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |         | 6,107     |         | 6,107       |
| 自己株式の取得                       |         |         |           | △1,754  | △1,754      |
| 自己株式の処分                       |         | 129     |           | 132     | 261         |
| 自己株式の消却                       |         | △746    |           | 746     | —           |
| 利益剰余金から資本剰余金へ<br>の振替          |         | 616     | △616      |         | —           |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |         |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —       | 3,958     | △875    | 3,082       |
| 平成29年3月31日 期末残高               | 4,819   | 4,817   | 32,970    | △5,976  | 36,630      |

|                               | その他の包括利益<br>累計額  |                 | 新 株<br>約 権 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------------|------------------|-----------------|------------|------------------|--------------|
|                               | その他有価<br>証券評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額 |            |                  |              |
| 平成28年4月1日 期首残高                | △11              | △11             | 140        | —                | 33,677       |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                 |            |                  |              |
| 剰余金の配当                        |                  |                 |            |                  | △1,532       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |                 |            |                  | 6,107        |
| 自己株式の取得                       |                  |                 |            |                  | △1,754       |
| 自己株式の処分                       |                  |                 |            |                  | 261          |
| 自己株式の消却                       |                  |                 |            |                  | —            |
| 利益剰余金から資本剰余金へ<br>の振替          |                  |                 |            |                  | —            |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 16               | 16              | 16         | —                | 33           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 16               | 16              | 16         | —                | 3,115        |
| 平成29年3月31日 期末残高               | 4                | 4               | 157        | —                | 36,792       |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部        |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>73,693</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>42,964</b>  |
| 現金及び預金          | 24,672         | 支払手形           | 9,210          |
| 売掛金             | 507            | 買掛金            | 2,087          |
| 未収入金            | 1,046          | 短期借入金          | 12,410         |
| 販売用不動産          | 9,169          | 1年以内償還予定の社債    | 60             |
| 販売用発電施設         | 7,885          | 1年以内返済予定の長期借入金 | 12,269         |
| 仕掛販売用不動産        | 25,595         | リース債務          | 32             |
| 前渡金             | 2,906          | 未払金            | 788            |
| 前払費用            | 1,075          | 未払費用           | 126            |
| 短期貸付金           | 2              | 未払法人税等         | 2,731          |
| 関係会社短期貸付金       | 200            | 前受り金           | 2,098          |
| その他             | 642            | 前受り            | 292            |
| 貸倒引当金           | △10            | 前受り            | 20             |
| <b>固定資産</b>     | <b>46,683</b>  | 賞与引当金          | 203            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>37,506</b>  | 完成工事補償引当金      | 362            |
| 建物              | 9,546          | 繰延税金負債         | 269            |
| 構築物             | 815            | 繰延税金負債         | 0              |
| 機械及び装置          | 4,598          | <b>固定負債</b>    | <b>43,614</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 16             | 長期借入金          | 40,465         |
| 土地              | 20,675         | 社債             | 1,440          |
| リース資産           | 43             | 預り敷金及び保証金      | 1,346          |
| 建設仮勘定           | 1,810          | リース債務          | 46             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>317</b>     | 退職給付引当金        | 204            |
| 借地権             | 224            | 資産除去債務         | 22             |
| ソフトウェア          | 55             | 繰延税金負債         | 22             |
| リース資産           | 32             | 繰延税金負債         | 65             |
| その他             | 5              | <b>負債合計</b>    | <b>86,578</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,859</b>   | <b>純資産の部</b>   |                |
| 投資有価証券          | 1,200          | <b>株主資本</b>    | <b>33,634</b>  |
| 関係会社株式          | 2,711          | 資本剰余金          | 4,819          |
| その他関係会社有価証券     | 2,777          | 資本剰余金          | 4,817          |
| 出資金             | 2              | 資本準備金          | 4,817          |
| 会員権             | 15             | 利益剰余金          | 29,974         |
| 敷金及び保証金         | 837            | 利益準備金          | 92             |
| 長期貸付金           | 31             | その他利益剰余金       | 29,881         |
| 関係会社長期貸付金       | 355            | 特別償却準備金        | 2,590          |
| 長期未収入金          | 37             | 別途積立金          | 14,681         |
| その他             | 927            | 繰越利益剰余金        | 12,609         |
| 貸倒引当金           | △36            | <b>自己株式</b>    | <b>△5,976</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>120,376</b> | 評価・換算差額等       | 5              |
|                 |                | その他有価証券評価差額金   | 5              |
|                 |                | <b>新株予約権</b>   | <b>157</b>     |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>33,797</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>120,376</b> |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    | 金 額    |
|--------------|--------|--------|
| 売 上 高        |        |        |
| 不動産売上高       | 71,407 |        |
| 不動産賃貸収入      | 2,013  |        |
| 発電事業収入       | 11,108 |        |
| その他の収益       | 489    | 85,019 |
| 売 上 原 価      |        |        |
| 不動産売上原価      | 57,752 |        |
| 不動産賃貸原価      | 1,313  |        |
| 発電事業原価       | 7,718  | 66,783 |
| 売 上 総 利 益    |        | 18,235 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 8,933  |
| 営業利益         |        | 9,301  |
| 営業外収益        |        |        |
| 受取利息         | 29     |        |
| 受取配当金        | 91     |        |
| 受取手数料        | 83     |        |
| 雑収入          | 155    | 361    |
| 営業外費用        |        |        |
| 支払利息         | 942    |        |
| 雑損失          | 47     | 990    |
| 経常利益         |        | 8,672  |
| 特別利益         |        |        |
| 新株予約権戻入益     | 13     | 13     |
| 特別損失         |        |        |
| 減損損失         | 651    |        |
| 工事補償損失       | 170    |        |
| 事務所移転費用      | 15     |        |
| 関係会社株式評価損    | 60     |        |
| 債権放棄損        | 13     | 910    |
| 税引前当期純利益     |        | 7,775  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,173  |        |
| 法人税等調整額      | △1,031 | 2,142  |
| 当期純利益        |        | 5,633  |

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |         |               |       |               |               |           |               |               |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------|---------------|-------|---------------|---------------|-----------|---------------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |         |               |       | 利 益 剰 余 金     |               |           |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他 資 本 剰 余 金 | の 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 本 金 計 | 利 益 剰 余 金 合 計 | 特 別 償 却 準 備 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |
| 平成28年4月1日期首残高           | 4,819   | 4,817     | —               | —       | 4,817         | 92    | 4,163         | 14,681        | 7,552     | 26,490        |               |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                 |         |               |       |               |               |           |               |               |
| 特別償却準備金の積立              |         |           |                 |         |               |       | 891           |               | △891      | —             |               |
| 特別償却準備金の取崩              |         |           |                 |         |               |       | △2,464        |               | 2,464     | —             |               |
| 剰余金の配当                  |         |           |                 |         |               |       |               |               | △1,532    | △1,532        |               |
| 当期純利益                   |         |           |                 |         |               |       |               |               | 5,633     | 5,633         |               |
| 自己株式の取得                 |         |           |                 |         |               |       |               |               |           |               |               |
| 自己株式の処分                 |         |           |                 | 129     | 129           |       |               |               |           |               |               |
| 自己株式の消却                 |         |           | △746            | △746    |               |       |               |               |           |               |               |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |         |           | 616             | 616     |               |       |               |               | △616      | △616          |               |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |                 |         |               |       |               |               |           |               |               |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —               | —       | —             | —     | △1,573        | —             | 5,056     | 3,483         |               |
| 平成29年3月31日期末残高          | 4,819   | 4,817     | —               | —       | 4,817         | 92    | 2,590         | 14,681        | 12,609    | 29,974        |               |

|                         | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 等       |               |                   | 新 株 予 約 権 | 純 合 資 産 計 |
|-------------------------|---------|-------------|---------------------|---------------|-------------------|-----------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 値 証 券 差 額 | 有 価 値 証 券 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 等 合 計 |           |           |
| 平成28年4月1日期首残高           | △5,100  | 31,027      | —                   | △8            | △8                | 140       | 31,158    |
| 事業年度中の変動額               |         |             |                     |               |                   |           |           |
| 特別償却準備金の積立              |         | —           |                     |               |                   |           | —         |
| 特別償却準備金の取崩              |         | —           |                     |               |                   |           | —         |
| 剰余金の配当                  |         | △1,532      |                     |               |                   |           | △1,532    |
| 当期純利益                   |         | 5,633       |                     |               |                   |           | 5,633     |
| 自己株式の取得                 | △1,754  | △1,754      |                     |               |                   |           | △1,754    |
| 自己株式の処分                 | 132     | 261         |                     |               |                   |           | 261       |
| 自己株式の消却                 | 746     | —           |                     |               |                   |           | —         |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |         | —           |                     |               |                   |           | —         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |             |                     | 14            | 14                | 16        | 31        |
| 事業年度中の変動額合計             | △875    | 2,607       |                     | 14            | 14                | 16        | 2,639     |
| 平成29年3月31日期末残高          | △5,976  | 33,634      |                     | 5             | 5                 | 157       | 33,797    |

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

株式会社 タカラレーベン

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 子 勝 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカラレーベンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラレーベン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

株式会社 タカラレーベン

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 子 勝 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカラレーベンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はメガソーラー発電施設を譲渡する旨の売買契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社タカラレーベン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小林 邦 雄 ㊟

監査役（社外監査役） 細川 高 稔 ㊟

監査役（社外監査役） 木村 俊 治 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10.0円 総額は1,079,774,930円

なお、中間配当金として1株につき金5.0円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金15.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の当社事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、平成29年5月22日より事業規模の拡大に伴う本社機能の拡充を図るため、本社機能を東京都新宿区から東京都千代田区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (3) 地震等の自然災害や不測の事態に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第13条（株主総会の開催地）を削除するものであります。
- (4) 取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第20条の取締役の員数を10名以内から15名以内に変更するものであります。
- (5) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）につき所要の変更を行うとともに、平成28年6月27日開催の第44期定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規程が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。
- (6) 上記のほか、条数を繰り上げる変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                                     |
|--------------------------|-------------------------------------------|
| 第1条 （条文省略）               | 第1条 （現行どおり）                               |
| （目的）                     | （目的）                                      |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 （現行どおり）                               |
| 1. ～22. （条文省略）           | 1. ～22. （現行どおり）                           |
| （新 設）                    | <u>23. ホテル、旅館等の宿泊施設の企画、<br/>運営、管理及び経営</u> |
| <u>23.</u> （条文省略）        | <u>24.</u> （現行どおり）                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本社を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条～第12条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の開催地)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の開催地は、本店隣接地とする。</u></p> <p>第14条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第23条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本社を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第21条の規定にかかわらず、平成28年6月27日開催の第44期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成30年開催の定時株主総会の時までとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p> |



### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役長谷川隆彦氏及び同笠原克美氏の2名が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役北川智哉氏は、平成29年3月31日付で辞任により退任しております。つきましては、社外取締役2名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                      | かさほらかつみ<br>笠原克美<br>(昭和15年4月21日生) | 昭和42年10月 司法試験合格<br>昭和45年4月 判事補任官<br>昭和48年5月 弁護士名簿登録(登録番号13897)<br>東京弁護士会入会<br>倉田靖平法律事務所入所<br>昭和49年4月 小原正列法律事務所入所<br>昭和49年5月 東京弁護士会 図書館及び会館委員会副委員長<br>昭和51年4月 日本弁護士連合会 本部東京都支部法律扶助審査委員<br>昭和52年4月 日本弁護士連合会 交通事故相談センター問題協議会委員<br>昭和54年4月 東京弁護士会 常議員<br>昭和54年5月 弁護士笠原克美法律事務所<br>(現弁護士笠原克美ライムライト法律事務所) 開設(現任)<br>昭和55年4月 東京弁護士会 財務委員会副委員長<br>昭和61年4月 東京弁護士会 会館委員会副委員長<br>昭和62年4月 東京弁護士会 人権擁護委員会副委員長<br>昭和62年5月 財団法人日本クレジットカウンセリング協会 カウンセラー業務担当弁護士<br>平成11年5月 財団法人日本クレジットカウンセリング協会 評議員<br>平成25年4月 公益財団法人日本美術刀剣保存協会 顧問弁護士・倫理委員(現任)<br>平成25年7月 公益財団法人全日本弓道連盟監事<br>平成27年6月 当社社外取締役(現任) | 37,200株    |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>笠原克美氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

| 候補者番号                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※2                                                                                                                                           | やまもとまさし<br>山本昌<br>(昭和35年1月11日生) | 昭和58年4月 ㈱太陽神戸銀行<br>(現㈱三井住友銀行) 入行<br>平成18年4月 ㈱三井住友銀行 上田法人営業部長<br>平成21年4月 同銀行 蒲田法人営業部長<br>平成23年4月 同銀行 札幌法人営業部長<br>平成26年4月 同銀行 理事 東京都心法人営業<br>本部長<br>兼東京東法人営業本部長<br>兼東日本広域法人営業本部長<br>平成28年5月 当社入社 総合企画本部総務部長<br>平成29年4月 当社執行役員総合企画本部長<br>兼経営企画統括グループ統括部長<br>兼人事部長兼経営企画部長(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>・㈱レーベンコミュニティ取締役 | -          |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>山本昌氏は、金融機関での豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、新たに取締役候補者としております。                 |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |
| ※3                                                                                                                                           | かわだけんじ<br>川田憲治<br>(昭和25年3月29日生) | 平成15年5月 ㈱りそなホールディングス 代表<br>取締役社長<br>平成15年6月 ㈱りそなホールディングス 取締役<br>兼代表執行役社長<br>平成18年6月 ㈱埼玉りそな銀行 代表取締役社長<br>㈱りそなホールディングス 執行役<br>グループ戦略部担当<br>平成21年6月 りそな総合研究所㈱ 理事長<br>平成23年4月 ㈱富士通総研 常務理事<br>平成28年1月 TMA KAWADA OFFI<br>CE 代表(現任)<br>平成28年4月 ㈱富士通総研 顧問                                                         | -          |
| <b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br>川田憲治氏は、金融機関や事業会社において経営に携わっており、経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておりますことから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、新たに社外取締役候補者としております。 |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 笠原克美氏及び川田憲治氏は社外取締役候補者であります。
4. 笠原克美氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、笠原克美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、笠原克美氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、川田憲治氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、笠原克美氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社は同氏が就任した平成27年6月まで、同氏と法律顧問契約を締結し、法律上の問題又は紛争について指導・助言を受けておりましたが、すでに当該契約は終了しております。また、当期においては、当社は同氏に対し、就任前より依頼していた業務について報酬を支払っておりますが、当社からの支払い報酬額は330万円程度と僅少であるため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
7. 川田憲治氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の持株会社である株式会社りそなホールディングスの元代表執行役社長ですが、同行からの借入は借入金額のおよそ3.2%以下であり、また、同社の執行役を退任されてからすでに8年以上が経過しております。そのため、独立性に問題はないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年7月16日開催の臨時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれません。）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案（定款一部変更議案）が原案どおり承認可決された場合には、取締役の員数が最大で15名となることから、今後の当社事業の多角化への対応及び経営体制の強化を目的とした取締役の増員並びに取締役会の監督機能強化を目的とした社外取締役の増員を考慮いたしまして、取締役の報酬額を600百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing notes.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

ハイアット リージェンシー東京 地下1階『クリスタルルーム』

電話 03 (3348) 1234

最寄り駅：JR新宿駅西口より徒歩約9分

都営地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口C4連絡通路経由で徒歩1分

東京メトロ丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分



## お車の場合

首都高速新宿出入口より約5分

## 駐車場

ホテルB1階・B2階・B3階（415台収容）